



目次

- 概要
- 規則案からの主な変更点
- 気候開示要求事項の
主要な構成要素
- 開示場所、時期、重
要性、およびセーフハー
パー
- 第三者保証、ICFR、お
よびDCP
- 影響を受ける企業と経過
措置
- 他の気候開示規則との
比較
- 導入検討事項 – 今準
備することが必要
- その他のリソース
- 連絡先

SECの画期的な気候開示規則の概要

概要

2024年3月6日、SECは最終規則¹を発表し、暦年末の大規模早期提出会社に対し、2025年12月31日に終了する年度の年次報告書から、IPOの年次報告書を含め、登録企業が年次報告書および登録届出書に気候関連の開示を行うことを義務付けました。最終規則は、いくつかの重要な点で、規則案²の要求を縮小しました。例えば、企業はスコープ3のGHG排出量開示を行う必要がなくなり、財務諸表注記における開示要求事項が緩和され、開示および関連する保証要求事項を実施するための時間的余裕が生まれます。

財務諸表以外で要求される開示には、次のものが含まれます。

- 大規模早期提出会社および早期提出会社は、段階的に導入される保証要求事項に従うことを条件とした、重要なスコープ1およびスコープ2のGHG排出量
- 重要な気候関連リスクのガバナンスと監視
- 企業の戦略、ビジネスモデル、および見通しに対する気候リスクの重要な影響
- 重要な気候関連リスクのリスク管理プロセス
- 重要な気候ターゲットおよびゴール

財務諸表の注記において、登録企業は、財務諸表への影響並びに異常気象現象およびその他の自然条件による財務上の見送りおよび仮定への重要な影響を開示しなければなりません。企業はまた、カーボンオフセットとRECsが気候関連のターゲットおよびゴールを達成するための重要な要素である場合、カーボンオフセットと再生可能エネルギークレジットまたは証書 (RECs) のロールフォワードを財務諸表の注記で開示する必要があります。

1 SEC最終規則 No.33-11275 投資家のための気候関連開示の強化と標準化。

2 SEC規則案 No.33-11042 投資家向け気候関連開示の強化と標準化。

SECのGary Gensler委員長は、最終規則に関する**声明**の中で、最終規則は「投資家に一貫性があり、比較可能で、意思決定に有用な情報を提供し、発行体に明確な報告要求事項を提供する」と述べています。

最終規則に関する包括的なHeads Upが追ってリリースされますのでご期待ください。

規則案からの主な変更点

SECは、規則案について記録的なレベルのフィードバックを受け、その中で登録企業は重大な懸念を表明しました。最終規則では、次のようにフィードバックの特定の側面に対処しています。

- スコープ1およびスコープ2のGHG排出量に関する重要性の閾値を設定し、登録企業が翌年の第2四半期報告書の提出期限までに提出することを認めることにより、登録企業がかかる情報の開示および関連する第三者保証を遅らせることを認める。
- 登録企業がスコープ1およびスコープ2のGHG排出量の組織の境界を決定する際に、当該組織境界が連結財務諸表の範囲とどのように異なるかを適切に開示することによる柔軟性を与える。
- スコープ3のGHG排出量開示要求事項の削除。
- 財務諸表への影響を表示科目ごとに評価する要件を削除し、代わりに、それらの合計額が僅少閾値を超え、さらに税引前利益または株主資本合計の1%を超える場合には、財務諸表に直接反映されている金額の内訳の開示を要求する。
- 適用スケジュールを延長し、大規模早期提出会社には概ね (1) 開示を提供するのに2年、(2) GHG排出量情報および他の特定の開示を提供するのに3年、(3) GHG排出量に関する限定的保証を得るのに6年の準備期間が与えられる。
- 小規模報告企業 (SRCs)、新興成長企業 (EGCs)、および非早期提出会社は、GHG排出量開示と関連する第三者保証の要求事項を免除される。

気候開示要求事項の主要な構成要素

最終規則では、財務諸表の注記において以下を開示するよう登録企業に求めています。

<p>異常気象現象およびその他の自然条件による財務諸表への影響</p>	<ul style="list-style-type: none">• 異常気象現象およびその他の自然条件(例えば、ハリケーン、竜巻、洪水、海面上昇)の結果として生じた費用化された支出および損益計算書で認識された損失の合計。ただし、税引前利益(損失)の絶対値の1%または10万ドルのいずれか大きい方を閾値とする。• 異常気象現象およびその他の自然条件により資産計上された資本的支出および費用の合計。ただし、株主資本または欠損金の絶対値の1%または50万ドルのいずれか大きい方を閾値とする。• 登録企業は、別途開示される保険などによる回収を考慮せずに、上記の箇条書きの合計金額を決定しなければならず、また、影響を受けた各財務諸表の表示科目ごとに認識された金額を開示しなければならない。• 異常気象現象またはその他の自然条件は気候変動に起因するものに限定されない。その代わりに、異常気象現象またはその他の自然条件が上記の費用・損失や資本的支出の発生における重大な要因 (significant contributing factor) であったと判断される場合には、当該費用・損失や資本的支出または回収額の全額を開示に含めなければならない。
<p>カーボンオフセットと再生可能エネルギークレジット (REC) 情報</p>	<p>カーボンオフセットとRECが、開示された気候関連のターゲットまたはゴール(例えば、ネット・ゼロ・コミットメント)を達成するための登録企業の計画にとって重要である場合、登録企業は期首残高から期末残高へのロールフォワードを開示しなければならず、その際にその期に費用化された総額、資産化された総額および発生した損失の総額を個別に開示しなければならない。登録企業はまた、影響を受ける財務諸表項目と関連する会計方針を開示しなければならない。</p>

見積りと仮定

異常気象現象やその他の自然条件および開示された気候関連の目標や移行計画が、財務諸表に反映された見積りや仮定に重要な影響を与えたかどうか、与えた場合にはどのような影響を与えたか。

さらに、最終規則では、登録企業に対し、特定のSEC提出書類において、監査済み財務諸表の枠外で、定量的および定性的な開示を行うことを以下のように要求しています。

GHG排出量 指標

(重要な場合)



スコープ1 GHG排出量(すなわち、登録企業が所有または管理するGHG排出量)およびスコープ2 GHG排出量(すなわち、購入または取得した電気、蒸気、熱または冷却)

- CO2換算トンに基づく
- 個別に重要性のある温室効果ガスの内訳を別途開示

これらの開示は、スコープ1とスコープ2それぞれに対して、グロスベース(オフセットを考慮する前)で提供されなければならない。登録企業は、組織境界が連結財務諸表に含まれる企業および営業活動の範囲と著しく異なるか否か、また、異なる場合にはどのように異なるかを開示しなければならない。

ガバナンス



登録企業の取締役会(またはその下部委員会)と経営者が、開示された気候関連のターゲット、ゴール、または移行計画に向けた進捗を含め、気候関連リスク評価と管理をどのように監視するか。

戦略・ビジネスモデル・展望



- 気候関連リスクが、ビジネス戦略、経営成績または財務状況にどのように重要な影響を及ぼしたか、または及ぼす可能性が合理的に高いか。
- 識別された気候関連リスクが、登録企業の戦略、ビジネスモデルおよび見通しに、実際にまたは潜在的にどのように重要な影響を及ぼすか。
- 登録企業が内部炭素価格を使用し、その使用が気候関連リスクの評価方法にとって重要である場合、その価格およびその他の特定の情報。
- 登録企業が気候関連リスクに関連してビジネスを評価するためにシナリオ分析を使用し、その分析に基づいて、気候関連リスクが重要な影響を及ぼす可能性が合理的に高いと決定した場合は、シナリオ、仮定および予測される財務影響の説明。
- 登録企業が気候移行計画を採用している場合は、その計画と登録企業の進捗状況の説明。

リスク管理



気候関連リスクを識別、評価、管理するための登録企業のプロセスおよびこれらのプロセスが登録企業の全般的なリスク管理プログラムに統合されているかどうか。

(表の続き)

ターゲットおよびゴール	<ul style="list-style-type: none">• 気候関連のターゲットおよびゴールが、ビジネス、経営成績または財務状況に重要な影響を及ぼすかまたは重要な影響を及ぼす可能性が合理的に高い場合には、当該ターゲットまたはゴールに関する次の事項を含む情報<ul style="list-style-type: none">◦ 含まれる活動の範囲◦ 想定される時間軸◦ 進捗を追跡するベースライン(該当する場合)◦ 登録企業がターゲットまたはゴールを達成するためにどのように計画しているか◦ 登録企業とそのターゲットまたはゴールに対してどのように進捗しているか、およびその進捗がどのように達成されたかについての毎期の更新◦ 気候関連のターゲットまたはゴールを達成するための計画の重要な構成要素である場合は、カーボンオフセットまたはRECに関する情報
-------------	---



重要な支出と影響

(1) 気候関連リスクの緩和または適応、(2) 開示された移行計画、または (3) 開示されたターゲットまたはゴール、あるいはそれらのターゲットまたはゴールに向けて達成または進展するためにとられた行動の直接的な結果である、重要な支出および財務上の見積りおよび仮定への影響に関する定量的および定性的情報。



開示場所、時期、重要性、およびセーフハーバー

登録企業は、提出時に、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量に関する開示以外の開示を年次報告書に記載しなければなりません。スコープ1およびスコープ2のGHG排出量に関する開示については、国内登録企業は、翌年度の第2四半期報告書様式10-Q³において開示することができます。外国登録企業（Foreign private issuers）は、会計年度終了後225日を期限として、様式20-Fによる年次報告書の修正の中で開示することができます。登録届出書の場合は、GHG排出量の開示は、会計年度末の225日以降に提出される登録届出書については直近の会計年度の開示が要求されますが、その他のすべての開示は、提出された年次財務諸表の会計年度についての開示が要求されます。

国内登録企業は、上記の表に概説されている財務諸表の開示を除き、GHG排出量を含むその他の情報を、様式10-K(項目6)のMD&Aの直前に新たに作成された欄、または提出書類の別の適切な欄(例えば、リスクファクター、MD&A)に記載しなければなりません。外国登録企業（Foreign private issuers）は、様式20-F(項目3.E)に記載しなければなりません。

SECは、最終規則において、登録企業が使用する重要性の定義は、米国最高裁判所によって確立された定義と一致しなければならないと述べています。すなわち、「合理的な投資家が、有価証券を売買するかどうか、または議決権の行使方法を決定する際に重要であると考えられる可能性が高い場合、あるいはそのような合理的な投資家が、開示を省略することによって、入手可能な情報の全体的な構成が大幅に変更されると考える可能性が高い場合、その事項は重要である」。最終規則は、また、重要性は事実と状況に基づき、定性的および定量的要因を考慮することを強調しています。

さらに、最終規則は、移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格およびターゲットとゴールに関連する開示について、過去の事実に関連する開示以外の責任から登録企業を保護するセーフハーバーを規定しています。

3 国内登録者は、第2四半期報告書様式10-Qの期日までに様式10-Kを修正することにより、この情報を開示することもできます。

第三者保証、ICFR、およびDCP

財務諸表の開示は、既存の財務諸表監査および経営者の財務報告に係る内部統制 (ICFR)の対象となります。大規模早期提出企業およびEGCではない早期提出企業については、独立した登録公認会計士事務所によるICFRの監査が、これらの開示に対する統制を同様に評価します。

財務諸表以外のすべての開示は、経営者の開示統制および手続(DCP)の対象となり、登録企業の最高経営責任者および最高財務責任者は、DCPを定期的に評価し、認証しなければなりません。スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示は、大規模早期提出企業および早期提出企業(SRCおよびEGCを除く)については限定的保証⁴、大規模早期提出企業については、段階的導入期間後にさらに合理的保証の対象となります。

影響を受ける企業と経過措置

資産担保証券発行企業を除くすべての国内外の登録企業は、開示要求の対象となります。SRC、EGCおよび早期提出企業以外の企業は、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示要求から免除されますが、その他のすべての情報を開示しなければなりません。開示は、初度適用時から将来に向けて行われることが認められています。

最終規則は、『連邦官報 (Federal register) 』に掲載されてから60日後に発効します。年度末が暦年の登録企業の場合、強制適用日は次のとおりです。

登録企業タイプ	12月31日に終了する会計年度末の財務諸表を含む年次報告書または登録届出書			
	重要な支出および影響に関する開示 ⁵	スコープ1およびスコープ2GHG排出量の開示 ⁶	スコープ1およびスコープ2GHG排出量の開示の保証 ⁷	
大規模早期提出企業	2025	2026	2026	限定的保証：2029 合理的保証：2033
早期提出企業 (SRCおよびEGCを除く)	2026	2027	2028	限定的保証：2031 合理的保証：不要
早期提出企業以外の 企業、SRC、EGC	2027	2028	不要	不要

年度末が暦年でない登録企業は、上記の暦年に始まる会計年度についてこれらの開示を行います。例えば、6月30日を年度末とする大規模早期提出会社は、会計年度が2025年から始まっているため、2026年6月30日を年度末とする会計年度の年次報告書において、重要な支出と影響に関する開示およびGHG排出量開示を除くすべての開示を最初に提出することが求められます。

4 限定的保証契約の目的は、サービス提供者が、対象事項に関連する基準に従うために登録企業が行うべき重要な変更を認識しているかどうかについての結論を表明することです。対照的に、登録企業の財務諸表の監査と同レベルの保証を提供する合理的保証契約の目的は、対象事項がすべての重要な点で関連する基準に従っているかどうかについて意見を表明することです。

5 重要な支出と影響の説明を参照。

6 開示場所、時期、重要性、およびセーフハーバーのセクションで説明したように、企業は、翌年度の第2四半期報告書の提出期限までに、または登録届出書の場合は会計年度末から225日以内に、この情報を提供する必要はありません。

7 脚注6参照。

他の気候開示規制との比較

この最終規則は、IFRS®サステナビリティ開示基準、EU企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) および関連する欧州サステナビリティ報告基準、カリフォルニア州の気候関連法など、過去2年間に発表または適用された最近の自主的または義務的な気候およびESG関連の開示要求事項に続くものです。他のガイダンスと同様に、SECの最終規則も、GHGプロトコルや気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) によって確立された既存の開示フレームワークを活用しています⁸。ただし、IFRSサステナビリティ開示基準やCSRDがサステナビリティやESG問題を広く扱っているのに対し、SECの最終規則は気候関連開示のみを対象としています。SECは、最終規則で要求される開示に代わるものとして他の基準(例えば、IFRSサステナビリティ開示基準)を認めておりませんが、Caroline Crenshaw委員は、SECが将来的にこれを検討するよう勧告しました。

導入検討事項 – 今準備することが必要

フォーチュン500企業の97%が最新の年次報告書で気候変動に言及していますが、主に気候変動の物理的影響、規制の強化、風評リスクに関連する一般的なリスク要因を取り上げています。最終規則では、登録企業の開示要求事項が大幅に拡大されており、大多数の企業は準備期間を利用して、報告機能、データ要件、プロセスと統制を開発する必要があります。最終規則に対する潜在的な法的挑戦については多くの憶測がありますが、ほとんどの企業は法的措置の解決後まで実施活動を延期する余裕はありません。

他の重要な会計または報告の変更を適用する場合と同様に、最終規則の要求事項を適切に実施するには、明確で十分に策定された計画から始めます。企業は、以下に関連する措置の実施を検討すべきです。

- 気候ガバナンスの確立または改善 – 最終規則について取締役会、経営陣および従業員を教育し、組織能力を構築する。取締役会と経営陣の監視を確立または改善し、明確な役割、責任、憲章を定義する。
- 気候情報の開示と情報の現状を理解する – 既に収集または開示されている気候関連情報の一覧表を作成し、この情報に関するデータ、プロセスおよび統制を理解する。
- 開示と統制のギャップを特定する – 財務諸表内外の開示を含め、データ、統制および報告に関連するギャップを特定し、評価する。
- 報告とデータ管理の評価 – 報告期限を遵守するために必要なリソース(例:人、プロセス、技術)の検討。
- 第三者保証への準備 (該当する場合) – 保証の要件を理解し、十分な支援を提供するための計画を策定する。
- 行動計画の策定 – 最終規則を実施するための詳細な行動計画を作成し、既に進行中の他の気候報告要求事項(例: CSRD)を適用するための計画と統合する(該当する場合)。
- 実行 – 将来の展開に適応させながら、行動計画の各ステップの実行を開始する。

⁸ 2023年10月12日に2023年版状況報告書が公表された後、TCFDは解体され、金融安定理事会はIFRS財団に対し、企業の気候関連開示の進捗状況をモニタリングする役割を担うよう要請しました。

その他のリソース

企業が気候関連開示へのアプローチを評価する際には、以下のDeloitteの追加リソースが役立つ可能性があります。

- [ESG財務報告リソース](#)
- [ロードマップ—温室効果ガスプロトコルの報告に関する考慮事項](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—カリフォルニア州の気候法の影響](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—FASBが環境クレジットプログラム会計に関する追加の暫定的決定を行う](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—EU企業サステナビリティ報告指令に関するFAQ](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—Global ESG 開示基準の収れん：ISSBはIFRS S1号及びIFRS S2号を最終化](#)
- [Heads Up—DeloitteESGNow—COSOフレームワークを活用したサステナビリティ報告に関する内部統制 \(ICSR\) の構築](#)

連絡先



Eric Knachel
Audit&Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 761 3625
eknachel@deloitte.com



Laura McCracken
Audit&Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 212 653 5738
lamccracken@deloitte.com



Kristen Sullivan
Audit&Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 708 4593
ksullivan@deloitte.com



Doug Rand
Audit&Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 202 220 2754
dorand@deloitte.com

財務担当役員向け説明会

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブWebキャストである"Dbriefs"にご参加ください。『財務担当者向け報告書』シリーズでは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどのトピックを取り扱っています。また、Debriefsでは、CPEクレジットを取得するための便利で柔軟な方法も提供されています—あなたは自分の席に座っていただければいいのです。

定期購読

Debriefを購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](https://my.deloitte.com)へアクセスしてください。

デロイト会計研究ツール

Deloitte Accounting Research Tool (DART) は、会計および財務情報に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SECの資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。

営業日毎に更新されるDARTは、直感的なデザインと強力な検索機能を備えており、ユーザーはいつでも、どのデバイスやブラウザからでも情報をすばやく見つけることができます。ユーザーは、App StoreまたはGoogle PlayからDeloitte **モバイルアプリ**のDARTをダウンロードして、デスクトップとモバイルデバイス間でシームレスに作業することもできます。

DARTのコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者はDeloitteのFASB会計基準コーディフィケーションマニュアルなどのプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DARTの加入者などは、最新のニュース記事や出版物、その他のDARTへの追加情報へのリンクを提供する*Weekly Accounting Roundup*を購読することもできます。詳細、またはプレミアムDARTコンテンツの30日間無料トライアルにサインアップするには、dart.deloitte.comにアクセスしてください。



Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または"Deloitte Global"）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited